

臨時福祉給付金（経済対策分）留意事項

【臨時福祉給付金（経済対策分）とは】

国の施策として、平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、所得の低い方々に対して、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な給付措置として、「臨時福祉給付金給付事業」を実施しています。

前回の「平成28年度臨時福祉給付金」は平成29年3月までの給付措置であり、今回の「臨時福祉給付金（経済対策分）」は、平成31年10月1日から軽減税率制度が実施されるため、それまでの平成29年4月～平成31年9月の2年半分を一括支給するものです。

【支給対象者について】

○「臨時福祉給付金（経済対策分）」の支給対象者は、前回の「平成28年度臨時福祉給付金」の支給要件に該当する方です。なお、「平成28年度臨時福祉給付金」の支給要件は以下の通りです。

- (1) 平成28年1月1日時点で、二宮町の住民基本台帳に記録されている
- (2) 平成28年度分の町民税（均等割）が課税されていない

ただし、以下の場合は対象外です。

- ・あなたを扶養している方が平成28年度分の市町村民税（均等割）が課税されている場合
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合
- ・中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合
- ・国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者である場合
- ・ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算）の受給者である場合

※下記に該当する方は、扶養関係に関わらず「臨時福祉給付金（経済対策分）」の支給対象となる可能性があります。詳細は二宮町の窓口にお問い合わせください。

- ・配偶者からの暴力を理由に避難されており、現在二宮町にお住まいの方
- ・児童福祉施設に入所している児童等で、現在二宮町にお住まいの方
- ・障害者や高齢者で虐待を受け、入所等の措置が採られている方で、平成28年1月1日時点の住民票所在市区町村が二宮町の方

○支給額は、支給対象者1人につき1万5千円です。（1回限り）

【申請について】

○申請開始日及び申請期限、窓口受付時間

申請開始日：平成29年3月1日（水）

申請期限：平成29年6月1日（木）※郵送は当日消印有効

窓口受付時間：8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

○「平成28年度臨時福祉給付金」の受給者であっても、「臨時福祉給付金（経済対策分）」の申請を行わないと支給されません。

○記入例を参考に、申請書に必要事項を記入し、郵送又は窓口で提出をしてください。

○申請書の3.受取方法（A）の口座情報欄の記載内容は「平成28年度臨時福祉給付金」支給時の情報です。振込希望口座に間違いがないか必ず確認してください。

※印字がない場合には（B）または（C）で申請してください。

○申請書の3.受取方法（B）の窓口での現金の支給を希望される方は、金融機関口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振込による支給が困難な方のみとなります。詳しくはご相談ください。

○申請書を提出する際は以下に記載する書類を申請書の裏面に添付してください。

<添付書類>

●全員分必要

（ただし「平成28年度臨時福祉給付金」を二宮町に申請した方の分は不要）

- ・支給対象者の本人確認書類（運転免許証、旅券、顔写真付き住基カード、マイナンバーカード（通知カードは不可）、健康保険証等の写し）

※支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。

※マイナンバーカードの写しを添付する方はケースに入れた状態で表面（顔写真のある面）をコピーして添付してください。

●一部の方が必要

- ・受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳かキャッシュカードの写し（申請書表面の「3.受取方法」で「C」を選択された方のみ）

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に以下のように記載されています。）をご記入ください。

「この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定下さい。」

【店名】〇〇〇（漢数字3桁）〇〇〇（読み方）

【店番】〇〇〇（数字3桁） 【預金種目】〇〇預金

【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇（数字7桁）」

※記号（5桁）、番号（8桁）しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。

※長期間使用していない口座の場合、振込ができないことがありますので、平素から使用されている口座をご利用ください。

※海外において開設した金融機関口座では受取ができません。

- 扶養者の非課税証明書：支給対象者の扶養者が他市区町村に居住している方

【ご確認ください】

＜代理による申請・受給＞（※申請のみの代理も可能）

○支給対象者に代わって申請・受給が行えるのは、次のいずれかの方となります。

- (1) 平成28年1月1日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で二宮町長が特に認める方

※代理申請・受給を希望される場合は、支給対象者に加え、代理人の本人確認書類（必要に応じて代理関係を確認できる書類）も添付が必要です。

※「平成28年度臨時福祉給付金」を二宮町に申請し、申請時の代理人に変更がない場合には、本人確認書類を省略することができます。

＜外国人の方＞

○短期滞在者及び不法滞在者については、支給対象にはなりません。

○「臨時福祉給付金（経済対策分）」の申請日から60日を経過するまでの間に在留期間の満了日等が到来する方については、給付金支給時に在留資格等を有することが確認できないため、在留期間の更新等を行ってから申請してください。

※外国人の方の本人確認書類は、在留資格等を確認する必要があるため、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しとなります。

＜亡くなられた方＞

○平成28年1月1日から支給決定がされるまでの期間に亡くなられた方については、支給の対象にはなりません。

○支給決定後から振込までの期間に亡くなられた方の給付金の債権は、相続の対象となります。

＜引越しをされた方＞

○平成28年1月1日時点にお住まいの市町村に申請手続きをしてください。

【その他】

- 「平成 28 年度臨時福祉給付金」は申請期間が超過しているため、申請を受け付けることができません。
- 申請書の不備や記入内容に不明な点があった場合、二宮町から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。
- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、「臨時福祉給付金（経済対策分）」を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、二宮町が確認等を行った上でなお必要な修正ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなします。
- 「臨時福祉給付金（経済対策分）」の支給後に支給対象者の要件に該当しなくなった方、又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた方に対しては、支給した給付金の返還を求めるものとします。
- 「臨時福祉給付金（経済対策分）」の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することはできません。
- 臨時福祉給付金を装った“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください。
- ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

二宮町役場健康福祉部福祉保険課臨時福祉給付金担当

電話：0463-71-3311

（内線263・267）